

入札心得

- (1) 入札に指名された者が、定められた時間までには出席しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- (2) 入札書は指名された本人が提出するものとし、代理人が提出するときには委任状を添えなければならない。
(特定建設工事共同企業体の場合、全構成員の署名捺印による委任状をもって入札に参加すること。)
- (3) 入札書は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- (5) 入札者のうち、予定価格以内で且つ最低制限価格を下回らない範囲において最低価格入札者を落札者と定める。ただし、最低価格者が二者以上の場合はくじによって落札者を定める。
- (6) 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札年月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印漏れ等がないよう、十分確認のうえ入札すること。
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、南城市競争入札心得規程(平成18年1月1日第告示10号)、その他、入札に関する法令を遵守するとともに、執行者の指示に従わなければならない。